

平成26年2月定例会

# 県土整備委員会説明資料

危機管理部

# 目 次

I	平成26年度主要施策の概要	1
II	提出予定案件	3
1	一般会計・特別会計予算	3
(1)	歳入歳出予算	3
ア	総括表	3
イ	課別主要事項説明	5
	危機管理政策課	5
	南海地震防災課	7
	消防保安課	9
	安全衛生課	11
(2)	債務負担行為	16
2	その他の議案等	17
(1)	条例案	17

# I 平成26年度主要施策の概要

(危機管理部)

I 「とくしま防災・減災力・パワーアップ」戦略

(1) 「とくしまゼロ」作戦」緊急対策の推進

南海トラフ巨大地震等における「死者ゼロ」の実現に向け、「とくしまゼロ」作戦」の取組みを更に加速させるため、市町村等が実施する地域の実情に応じた地震・津波対策に対し、きめ細かな支援を行う。

① 地域が自助力を最大限に発揮するため、市町村における避難路や避難施設などの緊急的な整備を支援する。

② 避難所の防災機能を向上させるため、備蓄倉庫の整備や自立型ライブライン機能の強化などを支援する。

③ 津波防災地域づくり推進計画や事前復興計画といった津波災害に対応する関係市町の計画策定を支援する。

④ 自主防災組織の広域的な連携や先駆的な取組みを県内全域に広めるため、自主防災組織が連携して行う取組みを表証実験として支援する。

⑤ 発災直後の避難所運営を円滑に行うため、県民・市町村・県それぞれの役割による物資の備蓄を推進する。

(2) 地域防災力の向上対策の推進

南海トラフ巨大地震を迎え撃つため、「自助力・共助力」の向上施策を展開し、地域防災力の向上を図る。

① 「とくしま地震防災県民会議」を核として、県民、事業者、行政が一体となった取組みを促進するため、「とくしま防災フェスタ」の開催や「自助力」の向上を図る啓発キャンペーンを実施するなど、地震津波を迎え撃つ県民運動を展開する。

また、地域と企業の連携に基づく「地域防災力」の強化につなげる取組みをモデル的に支援するなど、自主防災組織の結成促進とその活動の活性化を図り、自助・共助や南部防災館を活用し、各種啓発事業や講習会等を実施し、広く県民の防災意識の向上を図る。

② 県立防災センターや南部防災館を推進する。また、地域の防災リーダーをはじめ、「防災の担い手」となる人材を育成するとともに、学校における防災教育を支援するなど、「防災生涯学習」を総合的に推進する。

(3) 防災・危機管理能力の向上対策の推進

災害時における「迅速・的確」な情報伝達手段の確保や様々な訓練の実施による「技術力・実践力」の強化等により、防災・危機管理能力の向上を図る。

① 「すだちくんメール」や「総合情報通信ネットワークシステム」等各種情報ネットワークの運営と、これらを活用した各種研修・訓練を行うことにより、自然災害をはじめ県民の安全・安心を脅かすあらゆる危機事象に対処できるよう、初動体制の迅速な確立を図る。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、老朽化している「総合情報通信ネットワークシステム」の再整備を推進し、災害時における確実な通信手段の確保と機能拡張を図る。

② 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けて、人材育成や団員の確保を図るため、若年層や事業所等に対する消防団への理解・協力の促進や消防団員の技術力の向上のための事業を実施する。

また、消防学校において、消防職員・消防団員・消防団員の安全かつ的確な業務遂行に必要な技術や知識について教育訓練を行う。

③ 県民の安全・安心の確保を図るため、消防防災ヘリコプターの効果的な運用を行う。

④ 南海トラフ巨大地震等に備えるため、より実践的な内容の総合防災訓練や各種避難訓練、広域連携に基づく訓練等を実施するほか、防災拠点となる県有施設等の耐震化を推進し、災害・危機管理対応能力の強化を図る。

⑤ 危険物の取り扱い等に対する各種規制を行うとともに、事業者や関係団体の自主的な保安活動を促進することにより、災害を防止し、公共の安全の確保を図る。

⑥ 多様な連携による広域的な応援・受援体制を構築するため、本県と鳥取県の市町村や民間団体の相互交流や連携活動等の支援を行う。

## 2 安全安心「くらしのOUR力（あわちから）」向上戦略

- (1) 食の安全・安心の確保・推進  
 後を絶たない「食品産地偽装の防止」や「食品表示等の適正化」を図り、「食の安全・安心」を確保・推進する。食品表示Gメン」による科学的産地偽装を防止し、料理メニュー等の適正な表示や新しい食品表示制度の円滑な推進を図るため、「とくしま食品表示Gメン」による科学的産地偽装を防止し、飲食店等に対する調査・適正表示の推進や新制度の周知・指導を実施する。
- ① 産地偽装を防止し、料理メニュー等の適正な表示や新しい食品表示制度の円滑な推進を図るため、「とくしま食品表示Gメン」による科学的産地偽装を防止し、飲食店等に対する調査・適正表示の推進や新制度の周知・指導を実施する。
- ② 食の安全・安心に関する消費者への正しい情報提供や、事業者と消費者の相互理解を促進するためのリスクコミュニケーションを実施し、消費者と事業者をつなぐ先進的な取り組みを促進させることにより、生産から消費に至る一貫した食の安全・安心対策を一層推進する。
- ③ 「徳島県食品衛生監視計画」に基づき、集団給食施設の監視指導の強化や、食品業者の自主衛生管理の推進を図るとともに、食中毒事故の未然防止と食品の安全対策を推進する。
- また、県内に流通する食品の放射性物質検査や、牛海綿状脳症（BSE）検査を適正に実施し、県民の食に対する不安解消と食肉の安全性確保に努める。
- ④ 県産食肉ブランドの確立のため、徳島県版HACCP制度を創設することにより、食鳥処理場の衛生管理体制の高度化を推進する。
- また、阿波地美栄となるシカ・イノシシ等野生鳥獣肉の安全性を確保し、高付加価値を図るため、病原体の保有状況等の検査・調査を実施する。
- ⑤ 公衆衛生分野の獣医師確保対策として、獣医師職員養成・修学資金貸与等事業を実施する。
- (2) 消費者施策の推進  
 振り込み詐欺等の「くらしのトラブル」を防止するため、様々な消費者施策を推進する。
- ① 県民の消費生活における安全・安心を確保するため、消費者情報センターの運営をはじめ、消費生活相談体制の充実及び消費者問題に関する普及・啓発を実施する。
- また、深刻化している悪質高法や振り込み詐欺等の被害はもとより消費税の価格表示変更に伴う混乱等、くらしのトラブルを防止するため、ライフアシスタージに対応した消費者教育を着実に効果的に推進する。
- (3) 交通事故防止対策の推進  
 県民の交通安全意識の高揚を図る広報啓発活動等を展開し、交通事故防止対策を推進する。
- ① 「交通事故ゼロ対策」として、交通事故総量を減少させるため、県民の安全意識の高揚を図るほか、県民総ぐるみによる交通安全運動を実施し、交通事故防止に努める。
- 特に、高齢化社会の進行など諸情勢の変化に対応し、幼児から高齢者に至る各年齢層に応じた交通安全教室を実施するとともに、各交通安全運動において、交通ルールの遵守と交通マナーの向上対策を推進する。
- (4) 動物愛護管理対策の推進  
 「動物愛護管理に関するモラル向上」を図るため、広報啓発活動等に努め、動物愛護管理対策を推進する。
- ① 「徳島県動物愛護管理推進計画」に基づき、動物愛護管理センターを拠点として、動物の適正な飼養管理の指導や地域に根差した動物愛護思想の普及啓発の推進を図る。
- ② 狂犬病をはじめとする動物由来感染症の発生予防及びまん延防止を図るため、感染症に対する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、予防体制の整備を図る。
- (5) 水道施設の生活衛生対策等の推進  
 県民の生活衛生の向上を図るため、良質な水道水の安定供給や生活衛生対策を推進する。
- ① 水道事業者に対する水道施設整備の促進や水質適正管理の指導を行い、県民に安全で良質な水道水の安定的供給の確保を図る。
- ② 理容業、美容業、クリーニング業など生活衛生関係営業の衛生水準の向上及び業界の健全な振興を図り、県民の生活衛生の向上に努める。

II 提出予定案件

1 一般会計・特別会計予算

(1) 歳入歳出予算  
了総括会計  
一般会計

(単位：千円)

区分	平成26年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比較		財源内訳											一般 財源		
			増減 A-B	率 A/B*100	特 定 財 源					内 訳							一 財 源	
					国 支 出 金	分 担 金 負 担	金 担 金	使 手 数	使 用 料 数	特 料 料	財 收 入	産 入	寄 附 金	諸 收 入	繰 入 金			債 借 金
危機管理 政策課	1,231,834	1,212,210	19,624	101.6				140				300	1,000					1,230,394
南海地震 防災課	3,572,647	335,465	3,237,182	1,065.0			1,354					840	54,906					287,971
消防保安課	194,117	220,404	△26,287	88.1					24,170									16,947
安全衛生課	493,465	453,945	39,520	108.7			206					4,556	43,888					280,351
計	5,492,063	2,222,024	3,270,039	247.2			1,700			0		5,696	252,794					1,815,663

## 特別会計

(単位：千円)

区分	会計名	平成26年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比較		財源			内訳		
				増減 A-B	率 A/B*100	特 諸収入	定財		繰入金	繰越金	県債
							繰入金	繰越金			
安全衛生課	都市用水水源費 負担金特別会計	32,276	35,820	△3,544	90.1	32,276					
合	計	32,276	35,820	△3,544	90.1	32,276	0		0		0

イ 課別主要事項説明

危機管理政策課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	26年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額	
			増 減 A-B	率 $\frac{A}{B} \times 100$			
一般管理費	81,143	79,329	1,814	102.3		(79,329)	
企画総務費	15,269	14,430	839	105.8		(14,430)	
防災総務費	655,078	631,320	23,758	103.8		(555,325)	
					① 給与費 65人 ② 防災対策指導費 県民の生命、財産を自然災害等から保護するための諸施策を総合的かつ計画的に推進するための経費 ア 防災総務費 関西広域連合分賦金に要する経費 イ 南部圏域防災対策推進事業 ウ 防災情報システム活用費 エ 西部圏域防災対策推進事業 ③ 防災センター運営費 防災人材育成センターの防災啓発に要する経費 ア 防災センター管理運営事業 イ 県民防災力強化啓発推進事業 ウ ④ 「自分の命は自分で守る」県民運動推進事業 エ ⑤ 地域防災力強化人材育成推進事業 オ 防災生涯学習推進事業	(591,670) (3,905) 3,108 686 277 300 220 (46,441) 30,008 2,881 2,000 3,000 8,552	(4,004) 3,167 555 299 300 238 (58,783) 29,805 1,310 8,578

目 名	26年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額
			増 A-B	率 $\frac{A}{B} \times 100$ %		
防災総務費					④ 危機管理対策費 危機管理会議の運営や国民保護体制の整備などのための経費 ア 危機管理強化促進事業 イ 危機管理連携強化促進事業 ⑤ 危機管理調整費 危機事象発生時において、緊急に必要な経費に充当するための経費	(3,062)  1,062 2,000 (10,000)  (3,208)
消防指導費	58,504	55,660	2,844	105.1	① 消防学校運営費 消防職員及び消防団員に対する消防教育訓練を実施するための経費	(58,504)  (55,660)
環境衛生総務費	398,381	409,496	△ 11,115	97.3	① 給与費 50人	(398,381)  (409,496)
工鉱業総務費	23,459	21,975	1,484	106.8	① 給与費 3人	(23,459)  (21,975)
危機管理政策課 計	1,231,834	1,212,210	19,624	101.6		



南海地震防災課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	26年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額
			増 A-B	率 $\frac{A}{B} \times 100$ %		
防災総務費	3,514,435	277,355	3,237,080	1,267.1	① 防災対策指導費 県民の生命、財産を南海トラフ巨大地震等の災害から保護するための諸施策を総合的かつ計画的に推進するための経費	(221,078) (141,940)
					ア 防災対策指導事業費	6,403
					イ 防災訓練等実施事業費	3,619
					ウ 防災システム運用費	17,397
					エ ⑧ 備蓄物資整備事業	25,000
					オ 地震防災対策推進事業	2,659
					カ 「とくしまー0(ゼロ)作戦」緊急対策事業	166,000
					② 総合情報通信ネットワークシステム運営費 総合情報通信ネットワークシステム等の運営に要する経費	(3,281,060)
					ア 総合情報通信ネットワークシステム運営事業費	37,738
					イ ヘリコプターテレビ伝送中継システム運営事業	3,322
					ウ 総合情報通信ネットワークシステム再整備事業	3,200,000
					エ ⑨ 災害時情報共有システム機能強化事業	40,000
					③ 南部防災館管理運営費 南部防災館の管理運営に要する経費	(12,297) (12,023)

(単位：千円)

目 名	26年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額
			増 減 A-B	率 $\frac{A}{B} \times 100$ %		
社会福祉総務費	58,212	58,110	102	100.2	① 災害救助法施行費 災害救助法に基づき、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るための経費	(58,212)
南海地震防災課 計	3,572,647	335,465	3,237,182	1,065.0		(58,110)

消防保安課  
(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	26年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額
			増 減 A-B	率 $\frac{A}{B} \times 100$ %		
防災総務費	161,349	190,039	△ 28,690	84.9	① 航空消防防災体制運営費 消防防災ヘリコプターの運航及び管理等に要する経費	(161,349) (190,039)
消防指導費	23,259	20,870	2,389	111.4	① 消防指導費 各市町村、消防本部及び関係機関に対し、消防活動の 充実強化を図るための指導等に要する経費 ア 消防指導事業費 イ 危険物取扱指導事業費 ウ 火災予防事業 エ 救急業務高度化推進事業 オ 消防広域化推進事業 カ 消防団応援事業	(23,259) 7,544 9,064 1,731 160 171
銃砲火薬ガス 等取締費	9,509	9,495	14	100.1	① 銃砲火薬類取締費 火薬類の製造、販売、貯蔵及び消費その他の取扱いに ついて規制・指導し、災害事故及び不正流出を防止し、 公共の安全を確保するための経費	(3,071) (3,087)

(単位：千円)

目 名	26年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額
			増 減 A-B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
銃砲火薬ガス 等 取 締 費				%	② 高圧ガス取締費 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動及び消費について 規制・指導し、災害事故を防止し、併せて取引の適正化 を図り公共の安全を確保するための経費 ③ 危険物関係団体助成費 火薬、ガス関係団体に対し助成することにより、各関 係事業所の自主保安体制を確立し、公共の安全を確保す るための経費	(6,260)  (6,210)  (198)  (198)
消防保安課 計	194,117	220,404	△ 26,287	88.1		

安全衛生課  
 (ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	26年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額
			増 減 A-B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
消費者行政 推進費	121,627	88,128	33,499	138.0	① 消費者行政推進費 消費者基本条例及び消費者関係法に基づく諸施策の推進に要する経費 ア 消費者行政推進費 (ア) 消費者行政活性化基金積立金 (イ) 徳島県消費者行政活性化事業 (ウ) ① 消費者被害からくらしを守る消費者支援プログラム イ 安全で安心なまちづくり推進事業 ② 消費者情報センター運営費 消費者情報センターの運営に要する経費	(49,073)
諸 費	1,550	1,550	0	100.0	① 生活設計等啓発費 生活設計等啓発事業の効果的な促進を図るための経費	(1,550)
企画総務費	260	420	△ 160	61.9	① 東日本大震災救援対策費 東日本大震災における被災者の受入に要する経費	(420)

目 名	26年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		要 摘	前 年 度 当初予算額
			増 A-B	率 $\frac{A}{B} \times 100$ %		
運輸交通対策費	11,728	12,271	△ 543	95.6	<p>① 交通安全教育推進費            県民の交通安全意識の高揚を図るため、地域の実情に即した交通安全教育を推進するための経費</p> <p>② 交通安全対策費            交通安全運動の実施、交通マナーの向上の推進、広報活動等により交通事故の防止を図るための経費            ア 交通安全体強化事業            イ 交通事故ゼロ対策事業</p> <p>③ 交通事故相談所費            交通事故相談所の運営に要する経費</p>	(2,865)  (2,883)  (6,836)  1,397 4,939 (2,552)
予 防 費	150,004	143,333	6,671	104.7	<p>① 動物愛護管理費            狂犬病をはじめとする動物由来感染症の発生等を防止するとともに、動物愛護管理センターを拠点とした野犬の捕獲・処分及び飼い犬の適正な管理指導と動物愛護思想の普及啓発に要する経費            ア 動物愛護管理費            イ 動物愛護管理センター管理運営事業費            ウ 動物愛護管理適正化推進事業費            エ 地域における人と動物の共生支援事業費</p>	(150,004)    7,058 137,809 2,106 3,031  (143,333)

( 単位：千円 )

目 名	26年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額	
			増 A-B	率 $\frac{A}{B} \times 100$ %			
食品衛生指導費	177,603	177,610	△7	100.0	① 食品衛生管理指導費 食の安全を確保し、消費者に対する正しい衛生知識を普及する とともに監視指導を行う経費 ア 食品衛生管理指導事業費 イ 食品検査施設のG L P 推進対策事業費 ウ 広域食品衛生監視強化事業費 ② 乳肉衛生管理指導費 乳肉食品の安全性を確保するための検査及び適正な管理指導 に要する経費 ア 乳肉衛生管理指導事業費 イ 食鳥検査等指導事業費 (ア) 衛生管理体制高度化による食鳥肉ブランド化支援事業 ウ 徳島県獣医師職員養成・修学資金貸与等事業 ③ 食肉衛生検査所運営費 食肉の安全性を確保するための検査体制の整備、維持に要す る経費 ア 食肉衛生検査所運営費 (ア) 伝達性海綿状脳症対策事業費 (イ) 阿波地美栄安全性パワーアップ事業	(52,194)  34,749 15,379 2,066 (45,570)  38,847 3,420 3,000 3,303 (74,790)  74,790 5,848 2,000	(53,972)  35,291 14,957 3,724 (48,676)  44,953 423 3,300 (72,225)  61,983 10,242

目 名	26年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比		前年度 当初予算額	前年度
			増 A-B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
食品衛生指導費				%		
環境衛生指導費	26,358	26,388	△ 30	99.9	(23,273)	(2,768)
園芸振興費	4,335	4,245	90	102.1	(4,335)	(4,245)
安全衛生課	493,465	453,945	39,520	108.7	4,335	4,245
危機管理計	5,492,063	2,222,024	3,270,039	247.2		



(イ) 特別会計

(単位：千円)

目 名	26年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 当初予算額
			増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$ %		
都市用水水源費 負担金特別会計	32,276	35,820	△ 3,544	90.1	① 早明浦ダム建設事業上水道用水負担金 早明浦ダムに要する経費のうち上水道用水に係る負担金 ② 旧吉野川河口堰建設事業上水道用水負担金 旧吉野川河口堰に要する経費のうち上水道用水に係る負担金	(21,758) (14,062)
安全衛生課 計	32,276	35,820	△ 3,544	90.1		

(2) 債務負担行為  
 一般会計

(単位：千円)

課名	事	期	間	限度額	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国支出金	地方債	その他	
南海地震防災課	総合情報通信ネットワークシステム再整備 事業工事請負契約	平成27年度	3,000,000	3,000,000				

## 2 その他の議案等

### (1) 条例案

#### ア 徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例（危機管理政策課）

##### （改正の理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、危険物の製造所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を改める必要がある。

##### （改正の概要）

消防法の規定に基づく次に掲げる事務に係る手数料の額を改めることとした。

(7) 製造所、特定屋外タンク貯蔵所及び一般取扱所の設置の許可の申請に対する審査

(イ) 特定屋外タンク貯蔵所の完成検査前検査（溶接部検査）

(ウ) 特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査

##### （施行期日）

平成26年4月1日

#### イ 徳島県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例（安全衛生課）

##### （改正の理由）

飲食店における食品の偽装表示が相次いで発生している状況に鑑み、当該偽装表示を防止し、食品の信頼性の確保に資するため、メニュー等における食品の適正表示に関し、飲食店営業者の遵守すべき事項を明確化するとともに、立入検査等の規定を設ける必要がある。

##### （改正の概要）

(7) 飲食店営業者が使用する食品をメニュー等に表示する場合の遵守義務を定めることとした。

(イ) (7)の場合における食品に関する情報として表示した内容を確認すると認めるときは、報告及び立入検査について定めることとした。

(ウ) (イ)の報告及び立入検査の結果、(7)に違反する行為があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとすることとした。

(エ) (イ)の報告の拒否等に係る公表について定めることとした。

(施行期日)

平成26年6月1日

ウ 徳島県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（安全衛生課生活安全室）

(改正の理由)

消費生活相談の窓口の機能の強化を図る事業その他の消費者行政の活性化を図るために実施する事業を引き続き計画的に推進するため、徳島県消費者行政活性化基金の設置の期間を延長する必要がある。

(改正の概要)

徳島県消費者行政活性化基金の設置の期間を平成27年3月31日まで延長することとした。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行することとした。



